

藤枝市高齢者配食サービス 利用できる世帯例

65歳以上の方が対象です。



一人暮らし

見守りが必要な人

- ◆要介護・要支援認定、総合事業対象者は利用することができます。
 - ◆要介護認定未申請、または、調査の結果非該当であるものの、実態把握調査の結果、見守りの必要がある人と判断された場合、利用することができます。
- ※実態把握とは...健康状態や世帯の状況等その他申請する方の必要な事項を訪問して調査します。
- ※見守りが必要な人とは...要介護認定未申請または非該当であるが食事における栄養面での支援や安否確認が必要な人



要支援・要介護



要支援・要介護

二人とも要介護・要支援認定を受けている場合、二人とも利用することができます。



見守りが必要な人



要支援・要介護

一人が要介護・要支援認定を受けていて、もう一人が自立または総合事業対象者の場合、実態把握調査の結果、見守りの必要がある人と判断された場合、二人とも利用することができます。



見守りが必要な人



障害者手帳受給者

利用希望者の他に、同一世帯に障害者手帳の交付を受けている方がいる場合は、実態把握調査の結果、見守りの必要がある人と判断された場合、利用することができます。
65歳未満の方はサービスを受けられません。



見守りが必要な人



見守りが必要な人

65歳以上のみの二人世帯で、二人とも実態把握調査の結果、見守りの必要がある人と判断された場合、二人とも利用することができます。

藤枝市高齢者配食サービス 利用できない世帯例



一人暮らし

自立

一人暮らしでも、実態把握調査の結果、見守りが必要な人と判断されなかった場合は、対象外です。



自立

自立

二人とも自立または総合事業対象者の場合は対象外です。



要支援・要介護



自立

世帯に自立状態の方がいる場合は対象外です。要介護・要支援認定を受けている方が複数名いる場合も対象外です。日中独居であっても対象外となります。

※注意※

昼食を配達することによる安否確認サービスです。

万が一、利用者本人と連絡が取れない場合には緊急連絡先に連絡しますのでご承知ください。

また、緊急連絡先の方と連絡が取れない際には、市職員が安否確認を行います。その際に安心すこやかセンターや居宅介護支援事業所に情報提供を依頼することがありますので、御協力お願いいたします。

利用決定した曜日には、利用者に手渡しして安否確認を行うため、その日に通院やデイサービスなどの予定がある場合はサービスを受けることはできません。

高齢者のサービスです。

対象となる世帯であっても、65歳未満の方はサービスを受けることはできません。（配食業者と個人的に契約して自費でサービスを受けることは可能です。）